

生活を支える様々な活動と制度 社会福祉の視点から振り返る平成の30年

四天王寺大学特別公開講座

日曜日 13時00分～14時30分

社会福祉で取り上げる問題は、貧困、家庭、学校、保健医療、児童、高齢、障がい、依存症、地域づくり、社会保障制度など多岐にわたります。また、平成の時代は、さまざまな法律・制度の改革がありました。社会福祉の視点から平成の社会福祉について振り返りたいと思います。

A	1	11/4	ろう児・ろう者の手話言語	四天王寺大学 教授 原順子
	2	11/11	高齢者の在宅生活を伸ばす生活援助	四天王寺大学 教授 笠原幸子
	3	11/18	難病患者・視覚障がい者にとっての65歳問題	四天王寺大学 教授 和田謙一郎
	4	11/25	児童の福祉のための福祉教育	四天王寺大学 教授 上續宏道
	5	12/2	障がい者の地域生活支援	四天王寺大学 准教授 石田晋司
【受講料】 全5回 2,500円 【申込期間】 10/1(月)～10/21(日)				

B	6	12/9	ハンセン病問題の現在・過去・未来	四天王寺大学 教授 和田謙一郎
	7	12/16	医療機関における社会福祉活動	四天王寺大学 准教授 川下維信
	8	1/13	我が事丸ごとの地域共生社会を考える	四天王寺大学 准教授 畑智恵美
	9	1/20	障がいのある子どもの権利の変遷	四天王寺大学 准教授 鳥海直美
【受講料】 全4回 2,000円 【申込期間】 10/1(月)～11/25(日)				

C	10	1/27	平成時代の貧困の特徴	四天王寺大学 教授 平川茂
	11	2/3	韓国の公的扶助制度	四天王寺大学 専任講師 坂本光徳
	12	2/10	諸外国の精神保健福祉	四天王寺大学 准教授 石田晋司
【受講料】 全3回 1,500円 【申込期間】 10/1(月)～2019.1/13(日)				

単位認定を受けるには・・・

全12回をお申し込みいただき、こちらの定める条件を満たした場合、2単位付与いたします。
詳しくは、はびきの市民大学までお問い合わせください。

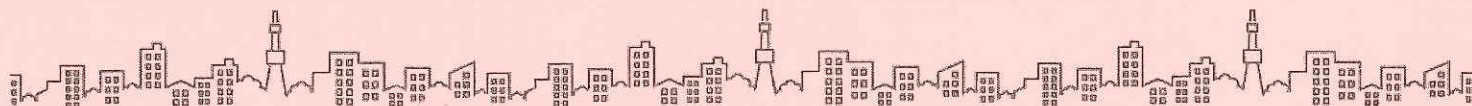
【場 所】 羽曳野市立生活文化情報センター (LIC はびきの内施設)

【定 員】 各60人 ※先着順。定員に達し次第締め切りとなります。

【申込方法】 ①来館・②電話・③FAX (数字は申込優先順位です。)

【支払方法】 来館または現金書留 (電話・FAXの場合、申込に来館された場合、お支払いは同時に行っていただきます。)
※事務局が案内する期日内に、受講料をお支払いください。一旦納付された受講料は返金できません。

【対 象】 市内・市外を問わず、どなたでもお申し込みください。



はびきの市民大学

〒583-0854 羽曳野市軽里 1-1-1 (LIC はびきの内)

【TEL】 072-950-5503 / 【FAX】 072-950-5650

1階受付 9時00分～17時30分 ※閉室は祝日・振替休日・年末年始のみ



ご提出いただきました個人情報につきましては、羽曳野市個人情報保護条例 (平成12年羽曳野市条例第43号) に基づき適切に管理いたします。
※障がいへの配慮が必要な場合は事前にご相談ください。※駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

生活を支える様々な活動と制度 社会福祉の視点から振り返る平成の30年

第1講義	ろう児・ろう者の手話言語
<p>ろう児・ろう者をとりまく状況は、平成の時代に大きな変化がみられました。ろう文化宣言「ろう者とは、日本手話という、日本語とは異なる言語を話す、言語的少数者である。」が発表されたのは平成7年でした。その後、障害者権利条約に手話が言語であると明記され、手話言語条例が平成30年8月17日現在185の自治体で策定されています。独自の言語が認められることの大切さを多面的に考えてみたいと思います。</p>	

第2講義	高齢者の在宅生活を伸ばす生活援助
<p>人生100年時代に向かっている我が国において、定年退職や末子独立等後の高齢者は、住み慣れた家で、可能な限り自立・自律して自分自身の生活を継続することを望んでいる。長期間にわたる高齢期の生活を充実させたいと考えた時、大きなライフイベントに適応しつつ生活を再編成することが求められる。高齢者の在宅生活を支える訪問介護に焦点を当てつつ、サクセスフルエイジングへのアプローチについて考えたい。</p>	

第3講義	難病患者・視覚障がい者にとっての65歳問題
<p>治療方法が確立されていない難病患者やその家族の方々は、症状の進行に不安をお持ちです。一方、障害のなかでも例えば視覚障害には程度の違いもあれば、徐々に進行するものもあります。この講座では、難病患者の方々や障害のなかでも特に視覚障害者であるの方々65歳に達する前後になると、その利用方法に悩まれる介護保険制度・障害者総合支援制度(共生型サービス)をどのように利用していくのかを考えていくことにします。</p>	

第4講義	児童の福祉のための福祉教育
<p>近年、児童を取り巻く福祉的状況を見ると、市民には少子・高齢社会への備え・構えづくり、思いやりの心や生きる力の醸成などが求められます。本講では、児童の福祉のための諸課題解決に向けた福祉教育の役割について考えたいと思います。</p>	

第5講義	障がい者の地域生活支援
<p>社会福祉基礎構造改革によって、ほとんどの社会福祉サービスが措置から契約となりました。それとともに障がい者が地域で暮らせることをねらいとした、利用者本位のサービス体系に再編されてきました。このような状況を地域自立支援協議会の活動を中心に考えていきたいと思っています。</p>	

第6講義	ハンセン病問題の現在・過去・未来
<p>ハンセン病の問題には、私達の想像を超える人権侵害が存在していました。これは間違いがないことです。しかし、その時代において何が違法であり何がやむを得なかったのか、これらは解明できているとはいえません。それらを少しでも解明しなければ、障害や希少難病等に対する偏見・差別が生じ続けます。「当時の目線で当時のこと眺める」ことを基本として、当事者の生活歴を眺め、偏見・差別に立ち向かう社会保障法制的役割を考えます。</p>	

第7講義	医療機関における社会福祉活動
<p>近年、市民が医療機関に求めることは、単に病気を治してもらうことだけではありません。傷病に伴って生じる生活上の問題や医療費の問題、社会復帰の支援など、患者さんやご家族が抱える心配ごとを解決する社会福祉活動も医療機関が果たすべき重要な役割といえます。本講義では、医療機関における社会福祉活動の発展を概観しながら、医療機関における社会福祉の専門職、医療ソーシャルワーカーの働きを紹介していきたいと思っています。</p>	

第8講義	我が事丸ごとの地域共生社会を考える
<p>地域のつながりを取り戻そう、再構築しようという取り組みは、各地域で進んで来ています。しかし、社会からはなかなか見えにくい形で、問題を抱え込み、苦しんでいる人々も多く、事件などになって初めて顕在化するなど社会問題ともなっています。今、国が掲げている「我が事丸ごと」の地域共生社会は、このような問題を深刻化する前にキャッチできる力を地域に獲得してほしいという狙いがあると言えます。この「我が事丸ごと」の意味や意義を、自分の住む地域に引き寄せて、自分たちの目線で考えることを通して、その目指すところについて考えていきたいと思っています。</p>	

第9講義	障がいのある子どもの権利の変遷
<p>「わたしたちのことをわたしたちぬきで決めないで」というスローガンに基づいて、障害のある人は自らの権利を獲得してきました。障害のある子どもの権利は〈子どもの権利条約〉と〈障害者権利条約〉に定められています。二つの条約批准に至る経緯を概観しながら、学校や地域のなかで障害のある子どもの思いを聴くことについて考えます。</p>	

第10講義	平成時代の貧困の特徴
<p>平成時代(1989~2019)は貧困が顕在化し、広まり、深まった結果、階層分化が進行し、「社会の分断」とさえいえるような状態が見られるようになった。講義では、講師を含めた出席者各人の生活史に即して、こうした一連の事態の進行を確認した後で、平成以後の労働力不足という新しい局面において、今後どのような変化が見られるかを考えたい。</p>	

第11講義	韓国の公的扶助制度
<p>韓国の公的扶助制度の大きな改革として、従来の生活保護法を廃止して1999年に制定した国民基礎生活保障法が挙げられます。これにより従来の慈悲的な制度から国民の権利性を認める制度に変化したと言われています。日本の生活保護法と類似する点も多いこの制度が、韓国でどのように発展していったのかについてみていきます。</p>	

第12講義	諸外国の精神保健福祉
<p>日本における精神障がい者に関する支援は、収容によるものから医療機関によるものになり、近年では地域での取り組みが盛んになっています。しかし、日本ではまだまだ人口当たりの病床数が多く、地域における支援が充分とは言えません。欧米を中心とした取り組みを紹介し、精神障がい者の地域支援を考えていきたいと思っています。</p>	